中井　芳子　長尾　通子　中川　敏正　安高　嘉宏　柳澤　貞男　矢野　龍
中川　政樹　中澤　康博　中島　八郎　斗口　孝夫　斗口　隆　斗口　宣弘
長洲　博文　中筋　照夫　永田　信雄　斗崎　幾子　斗崎　たみ子　斗ト　正子
中楯　好子　仲野　成男　中村　辰美　斗田　弘　結城　輝代雄　與倉　京子
中村由紀子　中山百合子　名郷根法育　横田　慈道　横山正三郎　吉岡　常夫
並木　和男　成岡　眞照　南部　邦男　好川　榮稔　吉田　健三　吉田　松雄
西　一雄　西岡　安雄　西島　和七　吉田美和子　吉塚　宏子　吉原與志子
西野　恒雄　西野　仁　西原　篤一　米澤　寛　米斗　末江　類家　德昌
西村　幸子　西村　善治　西斗　明彦　脇田　芳明　和田　宏之　渡邊　修一
新田　義和　檜　敏秀　沼倉　保雄　渡邊　貞　渡邊　吉一
根岸アサヱ　野口　和子　野口賢二郎
萩原　公子　橋本　邦芳　橋本　幸子
橋本　博之　長谷川数雄　長谷川敬二
長谷川　進　服部　朋亮　花岡　清二
羽地遺和夫　濱島　善和　濱田　次雄
林　明俊　林　和子　林　延子
林　幸信　林田　輝久　原田〃サヲ
久　昭三　樋﨑　成俊　肱岡　勇夫
尾藤　英邦　平井　うめ　廣瀬　惇子
福神　邦雄　藤　俊信　藤井　久男
藤王　米藏　藤形　好章　藤原規九郎
藤原　清人　藤原　久義　藤本　宗信
古橋　博美　星野　陽司　堀　貞子
堀三　惠世　堀越　博　本田　輝子
本間　廣子　本間　善博　前島　學
前田　清子　前田　敏一　前田　直子
前野　茂　前野　義男　前畠　敏成
眞壁　史朗　牧田　治子　枡井　隆也
町田　セツ　松井千代子　松井　道子
松尾　光政　松尾　安夫　松坂智惠子
松坂　玲子　松下　日肆　松田　敏子
松原　章雄　松本　淳子　松本　一雄
松本　春男　松本美保次　松山　榮一
松山　良枝　丸山　宏一　丸山たつ子
三浦　寛子　三栖　邦博　水野　忠義
水野　禮子　三井　良子　三苫　節子
南　恒輔　峯　俊一　三宅　誼
宮坂　範子　宮﨑　順子　宮嵜　三雄
宮澤　啓祐　宮田希代子　宮谷　秋代
宮林　實　宮部とし子　宮本　壽美
宮本　英尚　宮本悠紀予　三好　澄子
村上佐左衛門　村上　升一　村上　英夫
村上　充枝　森　敏　森下　孝
森長　桂子　森野　房子　森山　秀夫
門田　勤　八木　正美　矢澤　章一

公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２０６号
埼玉県春日部市大枝910番地
債務者　風見亜矢子（旧姓鍵田）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２３１号
埼玉県三郷市戸ケ崎５丁目43番地５
債務者　高橋　照美
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２６３号
埼玉県春日部市大場1416番地
債務者　寺内　義和
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１６５号
埼玉県東松山市大字上野本1202番地４
債務者　柳川　秋子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３０９号
千葉市中央区生実町1972番地１　フラットネス生実203
債務者　寒河江真寿美
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４５９号
千葉市稲毛区園生町1016番地５　アーク稲毛101号
債務者　廣村　有史
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４９０号
千葉県八千代市八千代台北15丁目13番４号
サタハイツ101
債務者　大塚　芳夫
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４９８号
千葉市稲毛区小深町23番地３　カンパーヌユシティー101号
債務者　金崎　巌
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

褒状

自己の危難を顧みず人命の救助に尽力したので、平成二十三年四月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

高知県水難救済会宇佐救難所

褒章条例第二条により褒状を授ける。

自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し徳行顕著であるので、平成二十三年四月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

愛のイガキグループ　葉公
伊万里手話の会　大穴地区ボランティアの会
大治婦人ボランティアやつや会
鴨川を美しくする会　川越市手輪の会
菊水ボランティアの会
佐倉市リボンの会
新発田市給食ボランティアグループ
下関点訳しるべの会
障害者の自由な移動をすすめるハンディキャブの会
城陽手話サークル「めだか」　水曜会
青年のつどい
日本ボーイスカウト別府第９団
花博フラワークラブ
福岡市ビービーエス会
福島市はたち会
ボランティア「あらかしの会」
ボランティア「やつやつ」
八尾つくしの会
ゆたか会第二
和花の会

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）